

第 9 回

秋田市農業委員会総会議事録

令和 7 年 9 月 1 8 日 開 会
即 日 閉 会

秋 田 市 農 業 委 員 会

第9回農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年9月18日(木) 午後2時から午後2時50分まで

2 開催場所 秋田市役所 6-A会議室

3 委員定数 19人

4 出席農業委員 17人

1番 齊藤善彦
3番 鈴木昇
5番 関正美
7番 加藤淳
9番 星容子
11番 三浦宏和
15番 鎌田悦雄
17番 藤田修
19番 佐藤きよ子

2番 佐々木吉秋
4番 白岩勝
6番 相場堅一
8番 武藤真作
10番 伊藤洋文
13番 佐々木和昭
16番 佐々木繁明
18番 佐々木英久

5 欠席農業委員

12番 柴田ますみ

14番 加賀屋慎一

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期決定

第3 会務報告

第4 議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第5 議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

第6 議案第28号 令和8年度秋田市農業施策等に対する要望に関する件

7 事務局職員

事務局長 佐々木嘉文
参事 工藤純子
主席主査 勝田茂満
主査 鈴木百愛
主任 齋藤友毅

参事 熊谷勝
参事 住谷真人
主席主査 黒澤亮
主任 佐藤知弘
主任 越前屋麻希子

8 書記

主査 鈴木百愛

9 議事録署名委員

18番 佐々木英久

19番 佐藤きよ子

10 議 事

事務局 (熊谷参事)	ただいまから、令和7年第9回農業委員会総会を開会いたします。 本日、委員定数19名中、17名の出席ですので総会の出席委員は定足数に達しており、総会は成立していることをご報告いたします。 それでは、会長より、ごあいさつと議事の進行をよろしくお願いいたします。
佐々木吉秋会長	【会長あいさつ】
議長	それでは、第9回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。 日程第1の「議事録署名委員の指名」でございますが、慣例で議席順に指定しておりますので、私の方から指名してご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	異議なしの声がございますので、18番佐々木英久委員、19番佐藤きよ子委員にお願いいたします。 次に、日程第2の「会期決定」の件でございますが、これも慣例に従いまして、私の方から申し上げますので、ご了承願います。会期は1日間で午後4時までといたします。 続きまして、日程第3の会務報告に移ります。 はじめに、会務報告1の「農地利用最適化区域部会」につきまして、第1区域部会から第5区域部会まで順番に報告をお願いいたします。
4番白岩勝委員	【第1区域部会の報告】
18番佐々木英久委員	【第2区域部会の報告】
15番鎌田悦雄委員	【第3区域部会の報告】
13番佐々木和昭委員	【第4区域部会の報告】
3番鈴木昇委員	【第5区域部会の報告】
議長	次に、会務報告2の「令和7年度農地パトロール」について、事務局から報告をお願いします。
事務局 (勝田主席主査)	【会務報告2の報告】
議長	次に、会務報告3の「一般社団法人秋田県農業会議第113回常設審議委員会」について、私から報告します。 【会務報告3の報告】 次に、会務報告4の「秋田県都市農業委員会会長会県知事要望書提出」について、事務局から報告をお願いします。

事務局 (佐藤主任)	【会務報告 4 の報告】
議長	次に、会務報告 5 の「令和 7 年度地区別市町村農業委員会会長・会長職務代理・事務局長会議」について、私から報告します。
	【会務報告 5 の報告】
	次に、会務報告 6 の「令和 7 年度第 3 回運営委員会」について、事務局より報告をお願いします。
事務局 (佐藤主任)	【会務報告 6 の報告】
議長	次に、会務報告 7 の「農地法第 3 条の 3 の規定による届出」から会務報告 12 の「農地転用許可を不要とする特例の申出について」までの 6 件について、事務局より報告をお願いします。
事務局 (住谷参事)	【会務報告 7 から 12 までの報告】
議長	以上で会務報告の説明が終わりました。ただいまの会務報告につきまして、ご質問、ご意見がある方はお願いします。
一	なし。
議長	ご質問等がないようですので、議案に移ります。 はじめに日程第 4、議案第 26 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件、7 件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (齋藤主任)	議案書 1 ページから 4 ページの 7 件について説明いたします。 番号 1。譲受人は、 XXXXXXXXXX 。譲渡人は、 XXXXXXXXXX 。土地の所在、地目、面積、理由等は記載のとおりです。 農地法第 3 条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は農業機械一式を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。 また、農地法その他農業に関する法令の遵守の状況について、違反はない旨の申告があります。 農作業常時従事について、譲受人は年間 150 日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。 次に番号 2。譲受人は、 XXXXXXXXXX 。譲渡人は、 XXXXXXXXXX 、 XXXXXXXXXX 、 XXXXXXXXXX の 3 名の共有地となっております。土地の所在、地目、面積、理由等は記載のとおりです。 農地法第 3 条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は農業機械一式を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。 また、農地法その他農業に関する法令の遵守の状況について、違反はない旨の申告があります。 農地を所有できる農地所有適格法人の要件として、法人形態要件、事業

事務局 (齋藤主任)	内容要件、議決権要件および役員要件について、これらすべてを満たしていると認められます。 次に番号3。譲受人は、[REDACTED]。譲渡人は、[REDACTED]。土地の所在、地目、面積、理由等は記載のとおりです。 農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は農業機械一式を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。 また、農地法その他農業に関する法令の遵守の状況について、違反はない旨の申告があります。 農作業常時従事について、譲受人は年間200日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。 なお、本日欠席の12番柴田ますみ委員から、現地確認の結果、特に問題なしとの連絡を受けております。 次に番号4。譲受人は、[REDACTED]。譲渡人は、[REDACTED]。土地の所在、地目、面積、理由等は記載のとおりです。 農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は農業機械一式を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。 また、農地法その他農業に関する法令の遵守の状況について、違反はない旨の申告があります。 農作業常時従事について、譲受人は年間150日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。 次に番号5。譲受人は、[REDACTED]。譲渡人は、[REDACTED]。土地の所在、地目、面積、理由等は記載のとおりです。 農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は農業機械一式を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。 また、農地法その他農業に関する法令の遵守の状況について、違反はない旨の申告があります。 農作業常時従事について、譲受人は年間250日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。 次に番号6。譲受人は、[REDACTED]。譲渡人は、[REDACTED]。土地の所在、地目、面積、理由等は記載のとおりです。 農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は農業機械一式を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。 また、農地法その他農業に関する法令の遵守の状況について、違反はない旨の申告があります。 農作業常時従事について、譲受人は年間220日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。 次に番号7。譲受人は、[REDACTED]。譲渡人は、[REDACTED]。土地の所在、地目、面積、理由等は記載のとおりです。 農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は農業機械一式を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。 また、農地法その他農業に関する法令の遵守の状況について、違反はない旨の申告があります。 農作業常時従事について、譲受人は年間280日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。 これら7件とも地域との調和要件について、譲受人への権利移転による周辺農地の利用に及ぼす影響は特段ないものと思われます。 以上、農地法第3条第2項各号には該当しないことから、許可要件を満たしていると考えます。
-----------------------	--

事務局 (齋藤主任)	説明は以上です。
議長	次に、現地調査の報告をしていただきます。 はじめに番号1について、現地を調査した鎌田文市推進委員から報告を受けた16番佐々木繁明委員から報告をお願いします。
16番佐々木繁明委員	16番佐々木です。鎌田推進委員から現地確認の結果、特に問題ないとの報告を受けており、私も場所を確認済みです。ご審議のほどよろしく願います。
議長	次に番号2について、現地を調査した熊谷護推進委員から報告を受けた6番相場堅一委員から報告をお願いします。
6番相場堅一委員	6番相場です。熊谷推進委員より連絡を受け、何ら問題ないとのことでした。ご審議よろしく願います。
議長	次に番号4について、現地を調査した佐々木強推進委員から報告を受けた1番齊藤善彦委員から報告をお願いします。
1番齊藤善彦委員	1番齊藤です。9月7日に佐々木推進委員より連絡があり、何ら問題ないとのことでした。よろしくご審議のほど願います。
議長	次に番号5および番号6について、現地を調査した伊藤貞美推進委員から報告を受けた7番加藤淳委員から報告をお願いします。
7番加藤淳委員	7番加藤です。9月3日に伊藤推進委員から何ら問題ないとの報告を受けておりますので、ご審議のほどよろしく願います。
議長	次に番号7について、現地を調査した高橋義隆推進委員から報告を受けた15番鎌田悦雄委員から報告をお願いします。
15番鎌田悦雄委員	15番鎌田です。高橋推進委員から現地確認後に連絡がありました。何ら問題ないと報告を受けておりますので、ご審議よろしく願います。
議長	それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見がある方はお願いします。
一 同	なし。
議長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 農地法第3条の規定による許可申請に関する件、7件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議長	異議なしの声がありましたので、日程第4、議案第26号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、7件を原案のとおり許可することに決

議	長	定いたします。 次に日程第5、議案第27号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、1件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (勝田主席主査)		それでは、議案書の5ページをご覧ください。 番号1。借受人は[REDACTED]。貸出人は[REDACTED]ほか1名。施設の概要は仮設道路および資材置場への一時転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。 それでは、農地転用許可申請説明資料の1ページおよび2ページをご覧ください。申請地は位置図に記載のとおりです。 転用事業計画について、借受人は県が発注する河川災害復旧工事を受注し、県道232号太平山八田線から工事施工場所に車両が出入りするための仮設道路、工事で使用する護岸ブロックを置くための資材置場を設置するため、申請地を一時転用しようとするものです。 立地基準について、農地位置は市街化調整区域内および農業振興地域内。農地区分は農用地区域内農地です。 農用地区域内農地は原則不許可ですが、本件は一時転用であり、農地法施行令第11条第1号に規定する、農用地区域内農地の不許可の例外に該当します。 一般基準について、転用事業に必要な資力および信用のうち資金計画は自己資金。過去の転用実績はあり。工事着工および完了の期間は、許可日から令和7年12月4日まで。一体として利用する農地以外の土地は太平八田字[REDACTED]ほか4筆の一部。土地改良区等からの意見書は、一時転用のためなしです。 被害防除について、隣接に対する措置は、盛土により仮設道路や資材置場の高さを加減する。排水計画において汚水および生活雑排水はなし、雨水は自然流下です。 一時転用に対する復元計画は、事業終了後に敷鉄板や盛土等を撤去し、整地等を行います。 現地は令和7年9月5日に確認しております。 説明は以上です。
議	長	次に、現地調査の報告をしていただきます。 番号1について、現地を調査した鈴木英弘推進委員から報告を受けた18番佐々木英久委員から報告をお願いします。
18番佐々木英久委員		18番佐々木です。農地パトロールの際に第2区域部会の全員で現地を確認しています。何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。
議	長	それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見がある方はお願いします。
一	同	なし。
議	長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 今回は県農業会議への諮問が不要な案件です。

議	長	農地法第5条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	異議なしの声がありましたので、日程第5、議案第27号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、日程第6、議案第28号、令和8年度秋田市農業施策等に対する要望に関する件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (佐藤主任)		それでは本日お配りした議案書、6ページをご覧ください。 8月に令和8年度秋田市農業施策等に対する要望について、農業委員と推進委員に対して調査を行ったところ、48名のうち約半数の23名から回答がありました。 集計の結果、得票数の多かった市への要望5項目と、国への要望5項目について取りまとめた原案を作成し、総会冒頭の会務報告6で報告いたしましたとおり、本日総会前に開催した運営委員会において協議し、事務局案を議案上程することを承認いただきました。 それでは、要望書をご覧ください。 はじめに1ページについてですが、請願要旨をまとめております。 次に2ページから3ページをご覧ください。 まず市への要望についてですが、1「農業を担う者を対象とした支援について」、2「令和8年度秋田市単独補助土地改良事業の推進について」、3「日本型直接支払制度について」、4「農業生産資材への支援について」、5「有害鳥獣被害対策への支援について」の5項目となっています。 続いて、4ページから6ページをご覧ください。 国への要望事項ですが、1「合理的な費用を考慮した価格形成の実現について」、2「バランスのとれた水田・米政策の見直しの実現について」、3「担い手不足への支援について」、4「多様な農業者に対する支援策について」、5「有害鳥獣対策・ジビエ利活用について」の5項目となっています。 要望内容については、それぞれ記載のとおりです。 なお、提出に際し、最終確認の段階で、事務局において微修正の可能性があることを申し添えます。 また、市長への要望書提出につきましては、現在日程を調整しておりますが、10月中旬に市長へ提出する予定で現在調整中です。 説明は以上です。
議	長	それでは、質疑を行います。 令和8年度秋田市農業施策等に対する要望に関する件について、ご質問、ご意見のある方はお願いします。
一	同	なし。
議	長	質問等がないようですので、採決に入ります。 令和8年度秋田市農業施策等に対する要望に関する件を原案のとおり決

議 一	長 定することにご異議ございませんか。
	同 異議なし。
議	長 異議なしの声がありましたので、日程第 6、議案第 28 号、令和 8 年度秋田市農業施策等に対する要望に関する件を原案のとおり決定いたします。 これをもちまして、議案審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。 (午後 2 時 50 分終了)